

久慈市民プール利用料金表（令和7年4月1日から適用）

指定管理者 一般社団法人久慈市体育協会

対象施設

*侍浜地区プール

*小久慈地区プール

*大川目地区プール

*宇部地区プール

区分		9時から12時まで	12時から15時まで	15時から18時まで
幼児及び児童	1人につき	70円	70円	70円
中学校生徒	1人につき	130円	130円	130円
高等学校生徒	1人につき	190円	190円	190円
一般	1人につき	270円	270円	270円

備考

- 1 付き添いで入場される方も利用料金が必要となります。
- 2 開場中の11時30分から12時までの30分間及び14時30分から15時までの30分間はプール維持点検等作業のため、プール及びプールサイドから退出していただきます。